

19世紀フランスの商業会議所制度 ある地域権力の歴史的 성격の変遷

野村 啓介

1. 19世紀史のなかの商業会議所 *Chambre de commerce*¹

現代において商工会議所制度は、地域経済の利益をもっともよく代表できる制度であると考えられ、広く世界に普及している。そのなかでフランスの商工会議所は、「公施設法人 *établissement public*」²という法的位置づけのもと、各県に少なくともひとつは設置され、その総数は約180箇所にはのぼる。英米や日本と異なり、フランスの商工会議所制度は、地域の商工業者の強制加入を特徴としている。その運営は、約150万人強の加盟商工業者によって選ばれた4500名ほどの商工会議所メンバーに託されている。この商工会議所は、中央政府に対して経済政策に関する助言をおこなうばかりでなく、空港や港湾などの経済関連施設を管理運営してもいる。各地の商工会議所は、20世紀にはいってから横の連帯を強め、地域レベルでは地域圏商工会議所 *Chambres régionales de commerce et d'industrie (CRCI)* を、全国レベルではフランス商工会議所総会 *Assemblée des chambres françaises de commerce et d'industrie (ACFCI)* を結成して今日にいたっている。その存在は、中央政府からの独立性と自律性を誇っており、時として政府と地方自治体とに拮抗する「第3の権力」とも呼ばれるほどである³。

このように巨大な力をもつ商工会議所は、現代になって突如あらわれたわけではもちろんない。そもそも前身たる商業会議所が最初に登場したのは16世紀末のマルセイユにおいてであるといわれているが、「商業会議所」という名をもつ制度が本格的に整備されたのは18世紀初頭のことだった。つまり、1700年から1726年にかけて、マルセイユ、ボルドー、ナントなどの主要都市に商業会議所

1 英仏では「商工会議所 *Chamber of commerce and industry / Chambre de commerce et d'industrie*」、ドイツでは「商工会議所 *Industrie- und Handelskammer*」と呼称されている。フランスにおいては、1908年2月19日法が「商業会議所選挙に関する法律」という別名をもつことからわかるように、20世紀初頭にいたっても「商業会議所 *chambre de commerce*」が正式名称として使用されていた。したがって、19世紀を主な考察対象とする本稿ではこの用語をもちいることにしたい。

2 ここでは論じないが、組織の法的性格は1851年9月3日デクレによってはじめて「公益施設 *établissement d'utilité publique*」とされた。公益施設は、一般的利益をになう活動を管理する私法人であり、公権力のもつ特権を行使できない面で公法上の法人格をもつ公施設法人とは異なる。商業会議所に後者の法的性格をあたえたのは1898年4月9日法である。『フランス法律用語辞典』（三省堂 1996年）、《*chambre de commerce et d'industrie*》および《*établissement public*》の項；『フランス法辞典』（東京大学出版会 2002年）、《*établissement public*》の項を参照。

3 フランスの商工会議所が商工業者の強制加入を特徴とするのに対して、英米の商工会議所は任意団体として1760年以降に設立されはじめた。とりわけマンチェスター商工会議所（1794年設立）は、反穀物法運動を主導したことで知られ、これに同調する人びとは「マンチェスター学派」とも呼ばれた。日本のそれは明治11年に設立された商法会議所を起源としており、一定規模以上の特定商工業者が加入するという間接強制加入制をとっている。『歴史学事典』第1巻（弘文堂）、「商工会議所」の項；Pierre PUAUX, *Les chambres de commerce et d'industrie*, Paris, 1998, pp.3 - 8.

が設立されたのがはじまりである⁴。商業会議所制度は、大革命期において中間団体の廃止という原則のなかで一時的に廃止され（1791年）、のちにナポレオンによってふたたび組織化された（共和暦11年雪月3日〔1802年12月24日〕のアレテ *arrêté*）。こののち、現代の商工会議所制度の原型を形づくる1898年4月9日法の制定にいたるまで、ナポレオンが整備したいわゆる19世紀型の商業会議所制度が存続することとなる⁵。いいかえれば、われわれのとirikもうとする19世紀という時代は、商業会議所制度が現代のそれへと脱皮するプロセスの歴史である。

ここで、筆者が研究対象としているボルドーに注目して19世紀史をながめてみよう。すると、商業会議所メンバーは本来の活動領域である経済分野のみならず、政治的な場、ないし広く社会的領域といいうるさまざまな場で活躍していることに気づく。たとえば、1846年に全国レベルで展開された自由貿易運動では、ボルドー市長でもあったボルドー商業会議所メンバーのデュフル＝デュベルジェ Duffour-Dubergier がリーダー的役割をはたしているし、1855年のパリ万博のさい、中央政府から展示品選定をまかされたジロンド県万博委員会はボルドー商業会議所に最終決定をゆだね、このとき会議所は現在にまで影響力を保持しつづけるほどの権威を誇るボルドーワインの「1855年の格付」制定に深く関与した⁶。その他、商業会議所メンバーのなかには、地方政治のみならず国政に進出する者も少なくなかった。

このように、19世紀ボルドーの都市生活において商業会議所メンバーの存在が無視できないことは明白だろう。従来、地域の指導層を研究するばあい、県会や市会などの政治機関に注目することが多かった。その意味で、地域権力としての商業会議所についての研究は真空地帯をなしているといってもよい。

2. 研究動向

2003年は、パリ商工会議所が設立されて200周年の節目にあたる。近年、これを記念する書籍が つぎつぎと出版されている。そのなかでパリ商工会議所が編纂した『首都のための会議所：パリ商工会議所200年史』は、かかわりのある歴史上の人物や事物の写真を多く使用して制度の200年間を紹介する読みやすい通史である。ただし、これはパリ商工会議所を紹介することを目的とした一種

4 その他、ルアン、リヨン、ラ・ロシェル、サン＝マロ、リル、パイヨンヌ、ダンケルク、トゥルーズ、モンペリエに設置されている。パリに設置されたのはずっと遅く、1803年のことである。

5 共和暦11年のアレテによって商業会議所が設立された都市は、リヨン、ルアン、ボルドー、マルセイユ、ナント、ダンケルク、リル、ニム、アヴィニオン、ストラスブール、モンペリエ、パイヨンヌ、トゥルーズ、トゥール、カルカソンヌ、アミアン、ル・アーヴルであり、フランス占領地域ではブリュセル、アントヴェルペン、マインツ、トリノ、ジュネーヴである。商工会議所の数はそののち増加しつづけて、1830年に36、1870年に77、19世紀末には125に達した。Paul BUTEL(dir.) *Histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Bordeaux, des origines à nos jours(1705-1985)*, Bordeaux,1988,p.140 ; Félix PONTEIL, *Les institutions de la France de 1814 à 1870*, Paris,1966,p.78.

6 Dewey MARKHAM Jr., *1855 : A History of the Bordeaux Classification*, New York,1997,pp.16 - 37(1855 : *Histoire d'un classement des vins de Bordeaux*, Bordeaux,1997,pp.33 - 53)

の啓蒙書であり、いわゆる研究書の類ではない。

研究者による作品は次の二著が目目をひく。ルメルシエの『ひとつのきわめて控えめな権力：パリ商業会議所の起源へ 1803年～1853年』は、19世紀前半期について、主としてパリ商工会議所に保管されている会議所の議事録を分析することにより、タイトルにもあるように一見めだたない存在にみえた会議所が、実際にはいかに機能していたかという問題にアプローチしている。他方、『パリ商工会議所1803～2003：ある制度の歴史』は、200年間の歴史について、時代をおって記述するという通史の体裁をとっているが、それは単なる概説書におわっているわけではなく、デミエ Francis Demier が1803年～1848年を、プレシ Alain Plessis が1848年～1880年を担当するなど、それぞれの時代の専門家がそれぞれの見地から論ずる論文集であるといったほうがより正確である⁷。

筆者の研究対象であるボルドーについていえば、1988年に刊行されたピュテル編『ボルドー商工会議所の歴史：起源から現在まで（1705～1985）』がもっとも代表的な、かつ新しい成果として君臨しつつけている⁸。これは、ボルドー史研究者が、ボルドー商工会議所の制度と人について、うつりゆく政治体制にそくした時代区分にしたがって整理した通史であり、基礎知識をうるうえで非常に便利である。また、なかにはたとえばカヴィニャクによる七月王制期の「25家族 vingt-cinq familles」についてなど、出版当時としては最新の研究成果をもちこんだ議論が展開されている部分もあり、当該テーマに関する歴史研究の基本文献でもある⁹。ただし、たとえば制度なら制度について調べようとすると、既述のように政治体制期ごとに記述されているため、均一な情報が断片的に配置されがちであり、通時的变化を追うさいに注意力を要す。また、重要事項について誤記が散見されるのは残念である¹⁰。ボルドーに関してこれ以外にめだつ著作はないが、2005年にはボルドー商工会議所設立300周年を記念する刊行物があらわれるかもしれない。

歴史研究以外では、近年、クセジュ文庫より出版されたピュオ『商工会議所』がある。これは、法制的見地から商工会議所の制度的特質を整理した概説書であり、主として現代の商工会議所制度を解説することに重点をおいている。したがって、そこでは商工会議所を構成する人びとへの着目が欠けているばかりでなく、われわれの対象とする19世紀の制度は前史として参考程度に略記され

7 Christophe BOUNEAU et al., *La Chambre de commerce et d'industrie de Paris(1803–2003) : histoire d'une institution*, Genève, 2003 ; *La Chambre de commerce et d'industrie de Paris, Une chambre pour la Capitale : deux siècles d'histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Paris*, Paris, 2004 ; Claire LEMERCIER, *Un si discret pouvoir : aux origines de la Chambre de commerce de Paris 1803–1853*, Paris, 2003.

8 P. BUTEL (dir.) *op. cit.*

9 Jean CAVIGNAC, *Les vingt-cinq familles : les négociants bordelais sous Louis-Philippe*, Bordeaux, 1985.

10 たとえば、160頁に「1832年7月1日王令 ordonnance」とあるのは「1832年6月16日王令」の誤りであり、177頁の「1848年6月19日法」とあるのは正確にいえば「1848年6月19日アレテ」と表記すべきである。また180頁にある「1852年4月30日デクレ décret」は、「1852年8月30日デクレ」に訂正しなければならない。

ているにすぎない¹¹。

総じて、商工会議所に関する歴史研究は意外にもあまり多いとはいえず、その制度と人の研究は今後の課題として残されている。

ところでルメルシエによれば、19世紀前半期の商業会議所、とりわけパリのそれは制度的位置づけが不分明であり、制度としての機能は十分にはたされなかったという¹²。だからといって、商業会議所という制度じたい意味をもたなかったといってしまうことはできない。じじつボルドーでは、自己の経済活動に費やす時間を犠牲にすることになるにもかかわらず、有力商人たちがつぎつぎと商業会議所選挙に立候補してそのメンバーになろうとし、あるいは長年そのメンバーでありつづけた。このことは、商業会議所の存在が、当地の商人層にとって無意味だったどころか、その逆であることを意味する。換言すれば、商業会議所という制度の機能は、ひとえにこれらの商人たちがこの制度にどのような意味をみだし、どのような制度的枠組のなかで、どのように制度を利用したかにつきるだろう。

これらの諸問題にとりくむにあたり、本稿はさしあたり、この制度が法制的にどのように形づくられていたかを問う。制度の機能や制度を利用する人の検討には、その基礎となる制度そのものの外観を知ることが前提となるからである。しかしながら、上に引用した諸著作では制度の概観を知ることができても、詳細なことがらとその通時の変化を正確に理解することはむずかしい。そこで本稿は、関連法令を直接かつ細部にわたって参照することにより、中央政府との関係を軸とする国家制度上の位置づけと、メンバー選出制度とを軸に整理しつつ、商業会議所制度の歴史的性格がどのように変遷していったのかを追跡する。

主に使用する資料は、デュヴェルジェ Jean-Baptiste Marie Duvergier の法令コレクションであり、19世紀の商業会議所制度を基礎づけることとなった共和暦11年雪月3日のアレテから「1898年憲章 charte de 1898」と呼ばれる1898年4月9日法にいたるまでの主要な関連法令である¹³。

11 ピュオは、商工会議所の選出制度を「自律性」の重要な指標と考え、制度の発展を1802～1908年、1908～1961年、1961～1987年、1987～現在という4段階の時期区分によって把握している。それにくわえて、17世紀から19世紀までの選出制度は、「寡頭制的互選」体制としてひとくりにされている。Pierre PUAUX, *op. cit.*, pp.34 - 36.

12 Claire LEMERCIER, *op. cit.*, pp.12 - 13.

13 デュヴェルジェは、1792年ボルドーで生まれた19世紀を代表する弁護士・法学者で、第二帝制下に司法大臣、元老院議員をもつとめた。主著は1788年以降の主要法令を注釈付で整理した法令コレクションである。Jean-Baptiste Marie DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'Etat*, Paris, 1802 - 1908. なお、弟ジョゼフ＝ジュリヤン Joseph-Julien は、地元ボルドーの有力銀行業者ポルタル商会と25年以上提携し、1840年以降、《Duvergier jeune, Bassié et C^{ie}》という屋号で商業活動に従事した。他方、デュヴェルジェの子ポール Jean-Baptiste Paul (1831年パリ生まれ) は、1864年に商事裁判所判事に、1880年に商業会議所メンバーに選ばれた。つまり、デュヴェルジェはボルドー商人の家系に属しており、それゆえボルドー商人社会の分析にあたって注目すべき異色の法律家である。

3. 制度的位置づけ～中央政府との関係を軸に～

(1) 行政当局（所管大臣・県知事）との関係

共和暦11年雪月3日のアレテによれば、商業会議所を監督するのは内務大臣であり、他の内務行政部局と異なり県知事を介さず直接的に内務大臣と連絡関係をもつことができた〔第5条〕。会議所メンバー選出のための選挙人集会を招集する権限は、同じ内務省系列の県知事（その不在時には市町村長 *maire*）にあたえられている〔第6条〕。県知事は、会議所の「生まれながらのメンバー *membre né*」であり、かつ「会頭 *président*」であると規定され、彼の出席時には会議を主宰する¹⁴。したがって、商業会議所はあたかも地方行政の一部局であるかのような外観をもち、商工業に関する地方行政権限を県知事にかわってになうことを期待されているかのである。しかしその一方で、商業会議所そのものは県知事から独立した組織であることも明記されており、あいまいな部分が残る〔第2条〕。総じて、アレテの規定は商業会議所の組織に関して全9条しかなく、その内容が簡単明瞭であるのに対応して、商業会議所が国家機関なのか否か（いいかえれば、そのメンバーは公務員なのか否か）という法的位置づけは不明である。このあいまいな位置づけは、復古王制下から第二共和制下にかけてもかわらなかった。

商業会議所制度の最初の大幅な改変がおこなわれたのは、七月王制下においてであった。行政当局との関係についていえば、1832年6月16日の王令 *ordonnance* は、内務大臣にかわって商務・公事業大臣（時期によっては農商務大臣など。以下、商務大臣）を所管大臣にあてた。これは行政系列の変更を意味するが、選挙人集会の招集権と会議主宰権は依然として県知事にあたえられており、かつ県知事不在時には従来の代行者である市町村長にくわえ郡長にも代行権限があたえられ、内務省系列のかかわりはやや強化されている。こうして、中央政府による商業会議所の監督には、内務省系列と商務省系列が混在することとなった。他方、それまで会議所の「会頭」とされていた県知事は、あらたに「名誉会頭」という位置づけをあたえられた。この地位は、1898年4月9日法によって放棄されるまでつづくこととなる。

1848年8月28日のデクレは、選挙人招集権を市町村長のみにあたえることによって一種の分権制をしいたが、ルイ＝ナポレオンが政権を握るとふたたび1832年王令の規定が復活し（1851年9月3日デクレ）、さらに帝制復活前夜の1852年8月30日デクレによって県知事の権限代行者は郡長のみ限定された。このようにしてより集権化された内務省系列による選挙管理は1898年までかわることなく、それゆえ内務省系列と商務省系列の混在状況もまた不変だった。

行政当局のかかわりは、1898年4月9日法によって大きく変更された。もはや一定の所管大臣はおかれず、商業会議所は全大臣に対して質疑応答する権限をあたえられた〔第17条〕。他方、県知

14 ただし実際には、たとえばボルドー商業会議所では、県知事とは別に商業会議所メンバーのなかから事実上の会頭が選ばれている。

事およびその内務省系列の代行者の存在は選挙管理から排除された。県知事はかろうじて会議所の会議に参加し発言する権利 *voix consultative* を手にしたが、採決のさいの議決権 *voix délibérative* はうばわれた。ゆえに、県知事の部分的介入が認められているとはいえ、その実質的な介入は排除されることになった。以上により、従来あった内務省・商務省両系列の混在は、一気に希薄化され、商業会議所の中央政府に対する独立性・自律性はより強化された。

(2) 権限

商業会議所の権限は、まず最初に共和暦11年雪月3日アレテの第4条において、「商業をさらに繁栄させる方策について見解を提示する；商業停滞の原因を政府に知らせる；利用可能な資源 *ressources* を指摘する；港湾浚渫，河川航行，密輸に関する法律・アレテ施行など商業関連の公事業遂行を監視する」と簡潔に規定された。

1832年6月16日王令は、この権限をより明確化するとともに拡大した。第11条には、「工業と商業について意見を求められたさい、見解・情報を政府に伝達」すること、「工業・商業の状態、それらをさらに繁栄させる方策、関税ふくめ商業立法のあらゆる部分に導入すべき改善」について見解を提示することが定められている。さらに第12条には、商業会議所に対してとくに見解が求められる項目として、「商業立法の改定；商業会議所の設置と規則；取引所創設；両替商 *agents de change* あるいは仲買人 *courtiers* をあらたにおくこと；仲買業と、商業用に設置され手数料 *tarifs* を徴収すべきその他の部門とに関する手数料および規則；商事裁判所 *tribunal de commerce* 創設；地方銀行；商業関係の地域的公事業計画」がもりこまれ、これらの計画実施について商業会議所の考えが求められることも明記された。共和暦11年雪月3日アレテにくらべて権限が強化され、その分だけ商業会議所の存在感が大きくなったといえる。

1851年9月3日デクレは、この1832年王令に規定された権限内容をほぼ踏襲した¹⁵。しかし細部での変化もみのがせない。下線部分が1832年王令になかった内容である。

第11条「工・商について意見を求められたさい、見解・情報を政府に伝達」「工・商の状態；それらをさらに繁栄させる方策；関税と入市税 *octrois* ふくめ商業立法のあらゆる部分に導入すべき改善；事業遂行と、港湾事業・河川航行，郵便，鉄道など商工業に関連する公的サービスの組織化」について見解を提示。

第12条、とくに見解が求められる項目として「商業立法の改定；商業会議所の設置と規則；取引所創設；両替商あるいは仲買人をあらたにおくこと；関税；商業用に設置される輸送サービスその他の手数料と規則；商業慣行，海運仲立業 *courtage maritime* と，商品・両替・有価証券の保険に関する仲立業との手数料・規則；商事裁判所創設；銀行・割引銀行・フランス銀

15 Paul BUTEL (dir.) *op. cit.*, p.177.

行支店の設立；商業関係の地域的公事業計画；商工業に関する地域的規制の計画」について。

これらの計画実施について、商業会議所の考えが求められる。

ここには、一見して権限条項の具体化をみてとることができる。それどころか、入市税や銀行設立に関してなど対象の拡大がみられ、商業会議所の見解がかならず求められる項目に関税や輸送関係の項目が追加されており、従来にくらべてより大きな権限があたえられるようになったといえる。また、1832年法では第11条にふくまれていた大臣との質疑応答についての権限条項が分離され、あらたに第15条として独立した¹⁶。

1898年4月9日法は、この権限拡大の延長線上にある。権限についての規定は、第2編(第11条～第20条)としてまとめられており、商業会議所の主導のもとに保税倉庫 *magasins généraux*・公設市場 *salles de ventes publiques* 等の商業用施設を設置・運営することや、商業専門学校 *écoles de commerce* を設立し、あるいは商工業にかかわる知識普及のための講座を開設することなど、それまでと比較するとはるかに多くの項目がもりこまれている。もっとも大きな変革は、中央政府との関係にみられる。というのも、それまであたえられていた諸権限が政府の諮問に答えるという方式(「受動的役割」)に立脚していたのに対して、今後は商業会議所がそれ自身のイニシアティブによって、みずから必要と考えたときに政府に対し要望を伝達することができるようになったからである(「能動的役割」)(第13条)。

4．メンバー選出制度～代表性をめぐって～

以上のような制度的位置づけにある商業会議所は、いかなる人びとによって構成されえたのだろうか、また国家の論理という観点からみると、いかなる人びとが商工業の専門家集団として組織されるように意図されたのだろうか。こうした問題点を念頭におきつつ、ここでは商業会議所の選出制度について、選挙人と被選挙人に関する規定に着目して整理することとしよう。

(1) 選挙人〔表1参照〕

共和暦11年雪月3日のアレテの時点では、商業会議所を最初に組織するために40～60名の選挙人が指名されることになっていた。その選挙人は、「街のもっともひいでた商人 *commerçants des plus distingués de la ville*」であるとされ、県知事によって招集された。また、その後の改選は商業会議所自身による選出とされており、有力商人間での互選という性格が強い。

はじめて選挙といいうる制度が導入されたのは、1832年6月16日の王令によってである。形式的に選挙人集会そのものは県知事によって招集されることになっていたが、その選挙人選定は表1の

¹⁶ その他、第16条として登場したあらたな条項として、公的行事における上席権が商事裁判所にあたえられることが明示された。

ように定められた。それによれば、選挙人団体は商事裁判所と商業会議所の現役メンバーと、それら両組織が営業税納付者のなかから指名する選挙人などからなり、県知事の介入は実質的に排除されている。たとえばボルドーでは、王令をうけて実施された1832年7月の選挙のさい、商事裁判所11名、商業会議所15名、商事裁判所と商業会議所によって指名された営業税納付者がそれぞれ13名、県知事1名のあわせて53名が選挙人団体を構成することになった¹⁷。いずれにせよ、選挙人数はきわめて少なく、やはり有力商人間での互選という性格は依然として強い。

以上のようなきわめて分母の小さい選出制度は、二月革命以降、拡大化へとむかう。まず1848年6月19日のアレテは、営業税納付者による普通選挙制 *suffrage universel des patentés* を導入し、この制度的原則にもとづく同年8月28日のデクレによって商業会議所の組織がすすめられた。この普通選挙の原則はルイ＝ナポレオンによっても当初は追認されたが（1851年9月3日デクレ）、その1年後には放棄されることとなった（1852年8月30日デクレ）¹⁸。この原則の復活は、第三共和制の到来を待たねばならない。

しかしながら1852年8月30日デクレは、七月王制下の選出制度への逆戻りを意味したわけではなかった。ここで選挙人は、商法典第618条と第619条に規定される商事裁判所選挙人であり、かつ県知事作成の「名望家リスト」にふくまれる営業税納付者のうち10分の1にあたる数とされた。ここで指摘しうるのは、第一に選挙人決定の権限が県知事にあたえられたことであり、すでに述べた選挙人集会の招集権とあわせて、県知事の主導性はより強化されたといえる。第二に、この規定によれば選挙人数は、営業税納付者の数に左右されることになるため、七月王制下にくらべて多くなることが予想される。じっさい、第二帝制下におけるボルドー商業会議所の選挙人数は、1853年の時点で471名、1869年時には664名となっており、七月王制下にくらべて約10倍の増加となった¹⁹。

選挙人団体拡大の傾向は、第三共和制下に決定的となる。1871年12月21日法は、1852年8月30日デクレが依拠していた、商事裁判所判事選挙人を商業会議所の選挙人とした規定（＝商法典第618条・619条）の内容を改定した。改定された商法典第618条では、株式会社取締役や両替商などにみられるように、従来にくらべて選挙人になれる職種がより多く明記されており、選挙人数も第二帝制下には「名望家リストの10分の1」にあたる数だったのが、「営業税納付者の10分の1」にあたる数へと変更され、総じて選挙人団体の規模を拡大する内容となっている。ついで第619条には、

17 なお、そのうち Joachim Blanchy と Robles jeune は、商事裁判所と商業会議所の職務を兼務しており、他方 Sorbé はこの時点で営業税納付者の資格をうしなっていたため、最終的に確定された選挙人団体は3名少ない150名となった。Archives départementales de la Gironde, 8 M21 : Procès-verbal d'élection des membres composant la chambre de commerce de Bordeaux pour 1832 .

18 選出制度に関連した1851年9月3日および1852年8月30日の両デクレについての比較検討は、「第二帝制下ボルドーの都市指導層(1)」『人文学科論集』（鹿児島大学法文学部）第55号（2002年3月）、159～176頁を参照。

19 Archives départementales de la Gironde, 8 M21 : Procès-verbal d'élection des membres composant la chambre de commerce de Bordeaux de 1853 à 1869. 商法典の条文は、*Code de commerce*, édition originale et seule officielle, Paris, 1807を参照。

選挙人リストの作成権限を県知事からうばい、「混合委員会 *commission mixte*」²⁰にあたえるという改定がなされた。この委員会は、商事裁判所と商業会議所の現役メンバー、労働審判所 *conseil des prud'hommes* の旧所長、県会議員、商事裁判所所在地の市町村長などからなるとされる。いいかえればこれは、選挙人団体を組織する主体が、中央政府の代理者からローカルレベルの地元有力者にことを意味する。このことじたいは七月王制下と同じ論理に属するが、他方で選挙人団体の規模が変更された第二帝制下の手法を修正する方向でなされたこともみのがせない。

1871年法による選挙人選定方法は、商業会議所の制度的位置づけを大きく変更した1898年4月9日法のもとにおいても踏襲され、商事裁判所と商業会議所の選挙人を同一の営業税納付者とする普通選挙制度を導入した1908年2月19日法の成立まで存続した。

(2) 被選挙人〔表2参照〕

商業会議所構成員の定員は、共和暦11年雪月3日アレテによって、5万人以上の都市については15名、それ以下の都市については9名と定められた。この規定は、19世紀をつうじてほとんどかわることなく、1898年4月9日法にいたっても9～21名の定員にすぎない²¹。任期もまた、同様の傾向をもつ。任期を3年として1年ごとに定員の3分の1を改選することとする共和暦11年アレテが改定されたのは、ようやく1851年9月3日デクレによってであり、このとき任期は6年に延長され、改選は2年ごとに定員の3分の1に対しておこなうことが規定されたが、これを最後に19世紀において任期・改選の規定が変更されることはなかった。たとえばボルドー商業会議所の定員は、当初から規定最上限の15名であり、1874年8月12日デクレで18名に増員されたが、そのうち1名はボルドー郡外からの選出メンバーとされ、実質的にボルドー郡からの選出者は19世紀をつうじてあまりかわらない。定員がさらに24名へと増員されたのは、ようやく1908年法によってにすぎない。

定員・任期とともに、あるいはそれ以上に商業会議所構成員の構成を制約すると考えられるのは被選挙人資格である。この最初の資格は、「10年以上の商業従事者」（共和暦11年雪月3日アレテ）とされ、そののち少しずつ拡大されていった。まず1832年6月16日王令は、従事期間を最低5年に短縮し、従事する職種として「商業」にくわえ「工業」を明記した。他方で旧従事者のメンバー数を商業会議所定員の3分の1以内に限定した。

二月革命期は、選挙人団体と同様に、ここでも例外的な時期となる。1851年9月3日デクレでは、二月革命期に普通選挙の原則が適用されたのに対応して、被選挙資格が「30歳以上の選挙人」とされた。ここで、旧従事者の3分の1規定がひきつがれたとはいえ、その対象職種はそれまでの「工業」に「遠洋航海船長」がくわえられた。

20 Paul BUTEL (dir.) *op. cit.*, p.195.

21 1908年2月19日法によって定員は12～24名へと微増し、パリのみ最大40名の定員をみとめられた。

表1 商業会議所の選挙人に関する規定

共和暦11年雪月3日アレテ (1802.12.24)	最初の選挙は、40~60名の「街のもっともひいでた商人」を県知事が招集。その後の改選は商業会議所みずからおこなう。
【参考】 商法典(1807年)	第618条：商事裁判所判事は有力商人 <i>commerçants notables</i> (主としてもっとも古く、誠実、秩序と経済の精神により推薦されうる会社経営者) によって選挙される。 第619条：名望家リストは、郡のすべての商人について県知事によって作成され、内相によって承認される。
1832年6月16日王令	選挙人集会の構成： 商事裁判所・商業会議所の現役メンバー 労働審判所調停員 商事裁判所・商業会議所それぞれが同数指名する営業税納付者(20名以上)
1848年6月19日アレテ	営業税納付者による普通選挙。
【参考】 1848年8月28日デクレ	商事裁判所判事の選挙人に関する商法典第618条~619条等改定。 第618条：営業税納付者で商業従事5年以上の者、遠洋航海船船長・沿岸航海船船長を5年以上務めた者。 第619条：選挙人リストはコミユンごとに作成される。
1851年9月3日デクレ	営業税納付者による普通選挙。 選挙人資格は1848年8月28日デクレに同じ。 選挙人リストは、県知事によって作成される。
1852年3月2日デクレ	1848年8月28日デクレ廃止。商法典第618, 619条等復活。
1852年8月30日デクレ	商法典第618~619条に規定される商事裁判所判事の選挙人(県知事作成の名望家リスト上の10分の1にあたる数の営業税納付者)。
【参考】 1871年12月21日法	商事裁判所判事の選挙に関する商法典第618~619条改定。 第618条：選挙人は、商人、商業・金融・工業の株式会社取締役、両替商、5年以上従事の遠洋航海船船長・沿岸航海船船長。選挙人数は、営業税納付者の10分の1にあたる数。 第619条：選挙人リスト作成委員会の構成は、商事裁判所判事長・1名の判事、商業会議所会頭・1名のメンバー、3名の県会議員、労働審判所所長、商事裁判所所在地の市町村長(パリの場合は市会議長)。委員会は、前条のほかに、選挙人リストに商業会議所・商事裁判所の旧構成員、労働審判所の旧所長をもくわえる。
【参考】 1898年1月23日法	商事裁判所判事の選挙人： 1) 営業税納付商人およびその共同経営商人；遠洋航海船船長・沿岸航海船船長；金融・商・工業のフランスの株式会社取締役；両替商；海上保険仲立人；商品仲買人；海運仲立人 <i>courtiers interprètes et conducteurs de navires</i> 。いずれも5年以上の従事者。 2) 営業税納付の女性 3) 商事裁判所・商業会議所の現役構成員および旧構成員；労働審判所の現役所長および旧所長
1908年2月19日法	1898年1月23日法に規定される商事裁判所判事選挙人による普通選挙。

表2 商業会議所の被選挙人に関する規定

共和暦11年雪月3日アレテ (1802.12.24)	商業従事10年以上の者
【参考】 商法典(1807年)	第620条: 商業従事5年以上, 30歳以上の者。ただし, 判事長は40歳以上の判事経験者とする。
1832年6月16日王令	商工業従事5年以上の者。ただし, 旧従事者は定員の3分の1以内。
【参考】 1848年8月28日デクレ	商事裁判所判事被選挙人に関する商法典第620条等改定。 620条: 商業従事5年以上, 30歳以上の営業税納付者者・遠洋航海船船長・沿岸航海船船長
1851年9月3日デクレ	30歳以上の選挙人。ただし, 旧貿易商人, 旧工場主, 旧遠洋航海船船長は定員の3分の1以内。
1852年3月2日デクレ	1848年8月28日デクレ廃止。商法典第620条等復活。
1852年8月30日デクレ	商工業従事5年以上, 30歳以上の者。ただし, 旧貿易商人, 旧工場主は定員の3分の1以内。
1871年12月21日法	5年以上従事, 30歳以上の商人・両替商; 5年以上従事の株式会社取締役・遠洋航海船船長・沿岸航海船船長; 5年以上の従事経験をもつ旧商人, 旧両替商。
1908年2月19日法	1883年12月8日法に規定される商事裁判所判事被選挙人(=選挙人リストに記載された30歳以上の者)。

ついで1852年8月30日デクレは、年齢規定については二月革命期を踏襲しながらも、基本的に1832年王令がしいた路線にもどり、旧従事者の3分の1規定が適用される対象職種から遠洋航海船船長を除外した。

以上の被選挙人資格が大幅に拡大されたのは1871年12月21日法によってである。従事年数、年齢ともに変更ないが、対象職種に両替商や株式会社取締役などがくわえられ、かつ旧従事者の3分の1規定は撤廃された。この被選挙人資格は、1898年法のもとでもひきつがれ、商業会議所の選挙制度を根底から変革することとなる1908年2月19日法の適用によってようやく姿を消した。

おわりに

制度的位置づけ(中央政府との関係)と選出制度とについて整理してきたことを小括することにより、19世紀の商業会議所制度についての全体的動向を把握しておこう。

まず中央政府との関係についていえば、設立当初あたかも内務行政の一機関として位置づけられていたかにみえる商業会議所は、1832年以降、商務大臣の管轄となり、内務大臣による一元的コントロールを脱した。しかしながら、選挙管理という面では依然として県知事が監督する権限を維持していたし、県知事は商業会議所の「名誉会頭」でありつづけた。この内務省系列と商務省系列の

混在が解消されるのは、ようやく1898年のことだった。これ以降、県知事は会議に出席することはできたものの、もはや「名誉会頭」であることをやめ、かろうじて発言権のみをもつにすぎなくなった。また商業会議所は、特定の所管大臣をもたず、みずからのイニシアティブによって「能動的役割」をはたすことが可能となった。さらに1908年法では、普通選挙制が導入されるのと同時に、県知事の選挙管理権限が剥奪された。中央政府のコントロールは確実に弱化し、ピュオのいう中央政府からの「最終的解放」へと大きく前進したのである²²。

次に選出制度についていえば、選挙人・被選挙人の資格は時代をおうごとに拡大し、対象とされる職種が多様化したことを指摘できる。とりわけ1898年法では、株式会社取締役が明記されたり、仲買人あるいは仲立人の区分が細分化されており、経済構造の変容が法制に反映されていることをみてとることができる。その反面、選挙人・被選挙人の数が19世紀をつうじて増加したのに対して、商業会議所の定員はながらく19世紀初頭とあまりかわらない数（ポルドーのばあい15名ないし18名）にとどめおかれた。いいかえれば、増大する分母に対して分子はほとんど不変だったのであり、商業会議所の寡頭制的性格は強化される方向にあったのではないかと考えられる。これにくわえ、1851年に任期が3年から6年に延長されたことは、そのような寡頭制的性格の持続を保証したのではないだろうか。

総じて、19世紀の商業会議所の歴史は、一方において中央政府からの独立化・自律化を、他方において寡頭制的性格の強化を主要な二つのベクトルとしている。とりわけ、1898年の改定は国家制度上の位置づけに関して、1908年のそれは会議所構成員の編成原理に関して、ナポレオンが組織した商業会議所制度の精神との決定的な決別を意味している。この動向と並行して、その地域権力としての比重は19世紀をつうじて大きくなっていったと考えられる。それゆえ地域研究において、商業会議所は県会や市会のような政治機関にまさるとも劣らない重要性をもっているのである。この商業会議所制度が、個々の具体的な場面においてどのように機能していたのかを解明するためには、商業会議所を実際になっていた人びとについての実態分析の蓄積が不可欠である。その意味で、それぞれの都市について、商業会議所とそのメンバーに関する歴史学研究的モノグラフィーが、今後ますます多く公表されることを期待するばかりである。

[付記]

本稿は、平成16年度科学研究費補助金・若手研究（B）「近代ヨーロッパにおける都市個性の変容に関する史的分析：ポルドー史研究序説」（課題番号15720175 研究代表者：野村啓介）の研究成果の一部である。

22 Pierre PUAUX, *op. cit.*, pp.15 - 16.